

議長（竹島ユリ子君） 7番 嶋田富士夫君。

7番（嶋田富士夫君） おはようございます。

私は監査委員の経験者として、本日ひとつ質問したいと思っています。

北陸3県で唯一の村になった舟橋村が独立独歩で金森村長指導のもと強く存続するためには、行財政のさらなる確立が求められると思っています。

現在までの月例監査の実態は、通常、半日で実施されていて、時間的にも出納と財産の確認等で終わっていたのではないかとと思っています。村の行財政に見直すこともあるような気がし、監査委員経験者として今後の監査のさらなる強化が求められると感じていましたところ、新任されたお二人の監査委員が、自主的に丸1日の監査の実施を提案され、村行財政のさらなる確立に貢献したいと新野村監査委員さんから話を聞き、村のために大変喜ばしいことと思っています。

それ以外にさらなる村監査制度の充実を図るためには、何年かに一度定期的に外部監査を行って、村行財政の向上に行政側も議会も一丸となって取り組んでいる事実を村民にあまねく知らせ、村の将来に安心を与えると同時に、監査委員の監査の向上に与える影響も大きいのではないかと私は考えています。

言うまでもなく、役場の支出は村民の税金であり血税であります。不況の現在、特に血税と感じている人も多いのではないかと私は思います。それを行使して村民の受益を公平に与えるには十分過ぎるほどの配慮等が必要で、また透明性も重視されるのではないかと思います。

以上でございます。

議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 7番嶋田富士夫議員さんの質問にお答えいたします。

現在、本村では月例出納検査及び決算監査を実施しております。また過去には、住民監査請求による監査も実施しております。

監査とは一般に、主として監察的見地から事務もしくは業務の執行または財産の状況を検査し、その正否を調べることを言いまして、地方自治体においては監査委員による内部的、自主的な監査が主体となっているところであります。また、地方自治体における監査制度の趣旨ないし目的は、原則といたしまして、単なる非違または不正の摘発ではなく、公正かつ効率的な財務会計事務の処理を指導することによって、地方行政の適法性及び妥当性を保障することにあると言われていたところでございます。このことが

らも、現在、舟橋村においては正当な監査が執行されているものと私は認識しております。

嶋田議員さんもお承知のとおり、平成19年6月に成立いたしました地方公共団体財政健全化法では、国が地方自治体から4種類の財政指標の公表を求め、そのうち1つの指標でも基準を超えて悪化すれば、財政健全化計画の策定や公認会計士による外部監査を義務づけられたのであります。

また、地方自治体は毎年度、前年度の決算に基づき、健全化判断比率を算定資料とともに監査委員の審査に付しまして議会に報告し公表しなければならないということになっておるわけございまして、その基準とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つであります。

これら4項目の数値につきましては昨年の9月定例議会で報告したとおりでございますけれども、ここで再度ご説明を申し上げたいと思います。

本村の平成19年度健全化判断比率の状況でございますが、実質赤字比率は赤字額がないため指数はございません。連結実質赤字比率は赤字額がないために、これも指数はございません。実質公債費比率につきましては19.5%ございまして、基準は25.9%であります。将来負担比率は173.2%ございまして、基準は350.0%ありました。このことから、本村は現在のところ健全財政堅持の基調上にあると私は思っている次第であります。

次に、包括外部監査についてであります。この包括外部監査に係る法律が平成10年施行されまして、都道府県、指定都市及び中核都市に義務づけられまして、その他の市町村においては条例により導入することができることとされたのであります。

包括外部監査は毎会計年度 毎年でございます 必ず外部監査を受けなければならないために、財政面等で過大な負担が生じ、また事務量も多大となり、外部監査専任の事務職員の配置が必要となるなど、さまざまな問題点がありますので、現段階では外部監査制度の導入は考えておりません。しかしながら、議員御指摘のとおり、監査の重要性は十分認識しておりますので、監査内容の充実も含めまして、今後とも法令を遵守いたしまして、村民にわかりやすい開かれた行財政運営に努めてまいりますので、議員のご理解とご協力をお願い申し上げます。私の答弁とさせていただきます。よろしく
お願い申し上げます。

議長（竹島ユリ子君） 7番 嶋田富士夫君。

7番（嶋田富士夫君） 村長言われたように、不正を摘発するのではございませんけれども、再質問をさせていただきます。

監査の経験からいって、ちょっとどうかと思う点を今後改良していただきたいと思いますので、次の質問をしたいと思います。

これは村が小さいからやむを得なかった面もあると思います。それで、小規模な工事や商品発注において、地域振興や地元業者の育成等の観点から同一業者での契約が多い面がありました。業者には職員が所属するところもあり、代表者が親族名義となっ

ているが、非常に誤解を招きやすいと思います。また、本村は小規模自治体のため、業者と職員という関係だけではなく、個人的なつき合いもあることなどから、発注や契約等、透明性の向上が必要だと思われ

ます。また、職員配置についても考慮すべき点があるのではないかと思います。ある業種で、新規参入の希望者がいないから同一業者の契約になるような話を耳にしたことがあります。ところが、村のある業者に聞きましたら、2年ほど前から役場に参入願の書類を提出しているが、何の返事もなしとのことです。提出書類に不備があるのか、ほかに何らかの理由があるのか。きょうじゃなくても調べてもらいたいと思います。

地元業者の育成もないがしろにはできませんが、舟橋村以外の周囲では、低きに合わせる護送船団方式から逐次脱皮する努力をしています。業種によっては、広く優秀な業者と契約を結ぶようにして競争原理を活用し、村の発展を図るべきであろうと考えます。今騒がれている中学校の教師の教材の不正事件や舟橋小学校の職員の不祥事も、特定業者との取引が拡大しているのも、そのようなものだと思わなかったところが要因の一つにあるのではないかと私は思っています。

最近、総務省は、5年5カ月以来の完全失業率の悪化だと発表しました。また5月20日、内閣府は、日本のGDPが戦後最悪の減少率だったと発表。それは、国、地方の債務残高がGDP比170%となるとのことです。

世界同時不況で現在の数値は悪化しているかもしれませんが、EUの加盟国になるには65%以内でないと行かないと言われたそうです。それに比べると、いかに日本の経済状況が悪いかということです。

舟橋村は日本の中で一番小さな面積の自治体であると言われてますが、そういう甘えは許されないのではないかと思います。改革できることはする努力をするべきだと私は思います。

ご存じだと思いますが、「ゆでガエル」という言葉があります。熱いお湯の中にカエルを入れると、熱いから飛び上がりますけれども、冷たいバケツか何かの容器の中に入れて徐々に加熱をしていくと、死ぬまでなかなか気づかないということがあります。舟橋村もそういうことにならないように、ひとつ村長の指導をよろしくお願いしたいと思えます。

私の質問を終わります。

議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 嶋田議員さんの再質問にお答えしたいと思います。

まず業者の選定等でございますけれども、これもご案内のとおり、2年に一度といいますか、指名競争入札に参加を希望される方はある一定の期間に届けをするということが義務化されておるわけでございまして、それに基づきまして我が村におきましては、要するに事業種別に、こういったものにどんな方が登録されているかということは当然調べることは可能でございますけれども、今議員さんがおっしゃったように、だれだれがいついつか出されたからどうなっておるということをおっしゃっても、私もちょっとわかりづらいのでございまして、それはその業者さんが自ら知っておいでになるわけですから、私のところへ直接、担当者なりにお聞きになったほうが私はベターだと思っておりますし、それからまた、特定業者に偏るといふか何とかということになりますと、それは今、議員さんが監査委員を2年余り務められたということの中から大変適宜なご発言だと思います。今おっしゃったことは、次の監査委員の方々が重々そういう点に着目されるんじゃないかなと思うしておりますし、私も毅然とそのようなことがないように、どうしてそうなるのかということも調査させていただきたいと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、村民に不愉快な思いをさせるようなことはしたくないし、私自身も公正な監査をいただきたいと、こういうふうにも思っておりますので、今後とも十分検討してまいり所存でございますので、よろしくお願いしたいと思っております。

それから、いろいろとおっしゃいますけれども、ただ私が言いたいのは、やはり内々の監査委員といたしまして、私も職員と一緒にございまして、守秘義務というものがございまして、やはり調査権を持ったからすべてほかで話してもいいという話ではないと私は思いますので、そういう点もご留意いただいて、今後とも適切なご指導をいただければ幸いです。

以上で答弁にかえさせていただきます。ありがとうございました。